

令和7年10月15日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせ

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（16 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	は ず 幡 豆	1両×61日 1両×60日	福井	おお の 大 野	4両×23日 1両×24日
愛知	そぶ え 祖父江	1両×60日	岐阜	ぼら ど 洞 戸	1両×97日
愛知	て ゆ 御 油	1両×60日	岐阜	めい ほう 明 宝	1両×93日
愛知	み か わ い ち の み や 三河一宮	1両×60日	岐阜	たか ね 高 根	1両×94日
愛知	まつ だいら 松 平	2両×63日	岐阜	ひる かわ 蛭 川	1両×96日
福井	お た 織 田	2両×71日	静岡	い かわ 井 川	1両×98日
福井	かつ やま 勝 山	1両×60日	静岡	と い 土 肥	1両×84日
福井	い け だ 池 田	1両×60日	静岡	ふく で 福 田	1両×91日

3. 処 分 日

令和7年10月15日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038